

川建発 第 9 号
令和 3 年 12 月 9 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 野口 宏明 様
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和 3 年 10 月 27 日執行の建設部定期監査結果について、下記の通り措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

記

指摘事項

契約事務について（建築課）

建築課の設計委託に関する契約事務において、文書の保存が川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和 2 年度に完了した設計委託に関する業務委託契約関係書の保存期間を 5 年と改めた。

現在履行中の設計委託に関する業務委託契約関係書の保存期間を 5 年と改めた。

